

第三十四回国会 建設委員會議録 第七号

昭和三十三年三月二日(水曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 羽田武副郎君
理事井原 岸高君 理事木村 守江君
理事二階堂 進君 理事南 好雄君
理事中島 巖君 理事山中 吾郎君
理事塚本 三郎君
逢澤 寛君 川崎末五郎君
砂原 格君 徳安 實藏君
橋本 正之君 廣瀬 正雄君
堀内 一雄君 松澤 雄藏君
石川 次夫君 岡本 隆一君
兒玉 末男君 三鍋 義三君
今村 等君

出席國務大臣

建設 大臣 村上 勇君

出席府政委員

大蔵政務次官 奥村又十郎君
建設政務次官 大沢 雄一君
建設事務官 鬼丸 勝之君
(大臣官房長)
建設技官 山本 三郎君
(河川局長)
建設事務官 曾田 忠君
(河川局次長)
建設技官 佐藤 寛政君
(道路局長)
建設技官 神田 治君
(住宅局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 宮崎 仁君
(主計官)
専門員 山口 乾治君

三月一日

委員岡本隆一君辞任につき、その補

欠として山口シヅエ君が議長の指名で委員に選任された。

同日二日

委員山口シヅエ君辞任につき、その補欠として岡本隆一君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十九日

住宅地区改良法案(内閣提出第八六号)

公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

三月一日

治山治水緊急措置法案(内閣提出第六九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員会において参考人出頭要求に関する件

海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

住宅地区改良法案(内閣提出第八六号)

公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

治山治水緊急措置法案(内閣提出第六九号)

○羽田委員長 これより會議を開きます。

建設業法の一部を改正する法律案、海岸法の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題とし、審査を進めます。

前に引き続き質疑を行ないます。

二階堂進君。

○二階堂委員 建設業法に関連いたしまして、私はただ一点だけちょっと大臣、局長にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

先般の委員会においても、同僚の委員から建設業の健全な育成強化の対策等について質疑をされたものであります。私も前々回の委員会におきまして二、三この問題についても局長、官房長にお伺いをいたしましたのでございすが、御承知の通り建設事業の飛躍的な増大が前年以來引き続き今年以降に於いて行なわれるわけでありまして、しかも、これらの公共投資が直接、間接に國民經濟の發展、國民生活の安定向上に寄与する割合というものは非常に莫大なものがあろうかと私は考えます。因、地方、あるいは小さな自治体等が直接、間接行なり公共事業の事業量の縮減というものは、おそらく一兆何千億にも及ぶのではないと思われ、このわけでありまして、このよう大きな事業が国や地方を通じて行なわれるわけでございますが、国が直接直営として河川、道路その他を行なう事業から国や地方が請負に出して行なう事業というものが、最近非常に開きが大きくなつてきています。この建設関係の事業費を調べてみますと、直営と請負の比率というものは、昭和二十八年度におきましては直営が六一%、請負

が三九%、昭和二十九年年度におきましては、同じく比例が五九%と四一%、三十年年度が六一%と三九%、三十一年度が五九%に對して四一%、三十二年度が五五%に對して四五%、こういうふうになつておりますが、昭和三十三年度以降におきましては直営が四〇%に對して請負が六〇%、なおまた三十四年度におきましては、實際の締めくくりはまだできていないと私は思ひますが、大体の推定は、直営が三五%に對して請負が六五%、こういうふうな傾向になつておるやうに出ておるわけでありまして、私はこの直営でやる仕事について、先般、能率の向上の問題、あるいは仕事をやる機械等の稼働率の問題等とも関連いたしましていろいろ意見を申し上げておいたのでございすが、このように直営でやる仕事と請負に出される仕事というものに非常に大きな差が開きつつあるわけでありまして、

そこで問題は、このような莫大な公共投資を、地方を通じて国のためにやるわけでありまして、この仕事は國家目的のために能率的、効果的に行なわれるということは、きわめて私は大事なことだと思つております。もとより直営でやられる部分におきましては、先ほど申し上げましたような、仕事の能率化あるいは機械等による効率化等も、ぜひ一つ考へていただきたいと思いますし、その他仕事を施行する上におきましては管理行政、あるいは機械等の管理行政の一元化等、いろいろと

私は真剣になつて検討しなければならぬ部分もあるかと思ひますが、問題は、請負に出される仕事の分量が非常に大きくなつてきておる。しかも、工事の量が大きくなつて参つております。今日、一工事の工事区間、事業の区間が、仕事を能率的に効果的にやれる上からも、非常に大きな工事量が注されるという傾向は、これはやむを得ないと思つております。従つて、これらの仕事をやる者も、傾向としては、大きな企業が大部分請け負わなければならぬという形に私はなつてきているのではないかと思ひます。これは、ある一面からいふとやむを得ないかと思ひます。大きな企業は機械を持つていて、資金も、ある程度十分な裏づけを持つておる。しかも、地方を通じて莫大な公共事業を年度内において消化をしなくちゃならぬというやうな面から、私はこれはやはりやむを得ないやうな指導をやられることも当然かと思つておりますが、しかしながら、この業者の實際は、私は土建業でもありませんから十分承知をいたしてございせんけれども、いわゆる中小の建設業者というものが、おそらく全体の八割以上を占めるのではないか、かように推定をいたしておるわけでありまして、そういういたしますと、一般の仕事をやる管理の上からいふと、仕事が早く、効果的に能率的に年度内に完成するといふ上からいふと、大きな業者中心になる。ところが、この八割、八〇%以上にも及ぶ中小業者の受け持つ仕事の割合

というものがだんだん少なくなつてきておる。これは大へんな例を引いて恐縮でございますが、私の鹿児島県あたりも、何千という小さな業者がおる。一千万とかあるのは四、五千万の仕事をやれる業者というものは、ほとんど数社にすぎない。あとは五十万とか百万とか、あるいは二、三百万とか五、六百万以下の仕事をやる業者である。最近二、三年災害がない。従つて、その小さな業者がもう仕事というものは、非常に減つてきておる。そういうようなことで、外から見えておりました。こうした小さな業者の間に於いても、私はある程度これは自主的に対策を講じ、またみずから自衛していかなければならぬ面もあらうかと思ひますが、しかしながらそれかといつて、そのままにはつておいて、やはりこの中小の業者というものの健全な育成というものがおるそかにされていくようなことでは、決して私は望ましいことではないと思つております。

そこで、こういうような公共事業がふえていく一面において、業者自体の間においても、何らかの調整をはかつていかなければならぬいろいろな現実的問題が出てきておると思ひるのでございます。先般の委員会におきまして、官房長からいろいろとその具体策につきましても意見が述べられました。私はそれについてはしごく同感であります。大体そういうような傾向を大臣はお考えになりまして、一体このような業者間のアンバランス、何と申しますか、差があるわけでございますが、こういうような差を一体どういうふうには是正するといふか、そのような考え方に立つて中小土建建設業者の

育成というものを考えていかなければならぬのか、こういう点について、一つお考えがあらうしたらお聞かせを願つておきたいと思ひます。私は、たとえば、工事、事業というものが非常に大きくなつていくことは、先ほど申し上げましたようにやむを得ませんが、そのかわり道路とか、いろいろなものの局部改良等の予算というものを、もう少し増額して——いなか道で、ちよつと直せば車が通れる、しかもまた道路交通上において安全が期せられるところがあるところがある。そういうようなところを、もう少し局部改良事業の第一種、第二種の予算というものを増額して、そうしてそういうような箇所をうんと仕事を増して、そういうようなところの仕事を、一面中小の土建建設業者というものを救済していくというようなことも、私は、現実的に即して考えられていいんじゃないか。ところが、道路等の予算を見てみましても——後日私は道路行政全般についていろいろ具体的な数字をもつて大臣にお尋ねしたいと思ひますが——局部改良事業等の予算というものは非常に少ない。しかしながら、現実には地方に参りますと、地方の県道とかあるいは町村道というものは、ちよつと手直しすると車が通れる道がたぐさある。あるいは交通安全を期せられるような箇所がたぐさあるわけでありまして、そういうところにも、もう少し予算の増額をはかつていけば、一面道路等の交通の安全を期し得るということ、同時にまた、小さな業者自体を救済していく道があるんじゃないかと思ひますが、実際にはそういう予算等が少くない。こういうことも

ちよつと私は、實際あちこちへ歩いてみていろいろなことを感ずるままに、私の私見として大臣に一つ申し上げておくのでございますが、大臣の御所感をちよつと伺つておきたいと思ひます。

○村上國務大臣　まず、今までの直営事業がだんだんと請負に切りかわつてきておる、その数字をあげて御指摘になりましたが、全くその通りであります。私どももいたしまして、昔と申しますと、旧内務省時代には、ほとんど内務省土木局というものは、全部直営、絶対に請負業者というものを入れないでやつて、施行して参つておりました。昭和十五、六年になつて、関門トンネルと横須賀の国道トンネルというようなもの、これを業者に渡したのが、内務省土木局というものが土建業者に仕事を請け負わした初めのようになりまして、それから参ります。なな、そういうことであつたかと申しますと、当時の仕事の進捗等がさほど経済基盤にも大きな影響がなかつたせいもあるが、信頼に足るだけの業者がたぐさいなかったというせいもあったらうと思ひます。従つて、技術を誇る当時の内務省土木局としては、どうしてもこれは直営で施工するんだということになり、ある年代までそういうことになつておりました。しかし、その後非常に土建業者の技術がみがかれて、そうして、も監督がなくても絶対に手抜きなんかしないというふうな、非常に責任を持った良心的な業者が出て参りました。また事業の非常な膨大というところから、定員等の関係もあつて、どう

してもこれは直営だけではやれないといふことから、ついにだんだんと業者に請け負わせるようになったのであります。第一、予算の面から申しまして、業者の施工する方が直営よりも安く上がるということ、それから速度、いわゆる工事竣工の期間が非常に早い。これはもう早く、早く、よくよくという点については、これはいい仕事は、やはり直営と良心的な土建業者の仕事は、必ずしも私はどっちがいいとか悪いとかいふことは言ひ得ないと思ひます。従つて、早く安く、よくという、この三つが全くいわゆる国の要請にこたえるようになつたので、だんだんとめんどろな、しかも高くなるような直営事業というものを請負に切りかえてきておる。こういうように私は思つて、今かりに、たとい直営が三〇％、あるいは請負が七〇％であつても、これは妥当なあり方であらう、かように思つておるのであります。

ところが、御指摘されましたように、この中で大業者はどんどん伸びていくけれども、地方の中小企業は比較的事業量に恵まれぬために疲弊こんぱいしていくという、この現状をどうするかといふことであります。私どもとしましては、もつとすでに日本の土木業者は国際入札に参加するといふほど飛躍的なものになつてきておりますので、できる限り大手業者は大きな仕事に臨む、また海外にまでも発展するといふようなことで、地方のいわゆる中小企業は、その大筋が目にかけないような中小仕事をどこまでも担当して、これを誠実にやつて経営を鞏固にするという以外にないと思ひます。災

害があつては絶対いけません。しかし、災害等が何年もないために、中小企業者がほとんど手をこまねいて、悪い言葉で言へば、そんな人もありませんけれども、あるいは雨の降るのを待つ人が中にはあるかもしれない。そういうことであつてはなりませんので、私どももいたしましては、今回の伊勢湾台風等におきましても、できる限りこれをあの地区なり、あるいは大手業者だけでなく、新潟からも広島からも、この地方に來て事業をやりたい、地方における大筋といふものは、これをどんどん採用して、これに施工せしめております。従つて今度は、新潟県なり広島県における業者は、それ以外の地方にその人が発展していけば、そこにまた手が足りてくる。そこで、今度は地方のほんとうの中小企業というものが恵まれてくるように持つていきたいと思つております。しかし、そういうことをしても、今の業者の数の事業の量というものが必ずしもうまくバランスがとれていない。そういうことから申しますならば、ただいま御指摘されたように、そういう地方にも局改等の事業量をどんどんつけて、そして事業地がある県ならある県にあまり集中しないように、災害の復旧が非常に費用のかさむところは一応災害復旧に力を入れて、そしてあとの改良とかあるいは新設工事等は、また他の全然災害のない手あきの業者の方へ回していくというふうな、予算措置の上からも御指摘のような方法を講ずることが私は妥当ではないかと思つておる次第であります。

○二階堂委員　私もその大臣の御意見に全く同感であります。今後の経済

政策の重点は、やはり中小企業と大企業との格差をどうするかとか、地域差の是正をどうするかとか、あるいは工業産業方面に就労している人たちの賃金格差をなすたけは正しくしていくことが、大きな政策の中心課題となつて取り上げられていかなければならぬと思つておられます。政府におかれましては、今度樹立されようとする十カ年計画の中には、地域差の是正と、中小業者の育成あるいは中産階級の育成とかいふような表現で出されておりますが、問題はやはり、政策全体の上からいっても、大企業と中小企業との格差をどう縮めていくか、あるいは大企業中心の地域と後進地域といわれるような地域との格差をどうして是正していくかといふことが、私は政策の一番大きな問題でなければならぬと思つております。そういう点から考えましても、やはり大土建あるいは建設業者と中小零細と申しますか、そういうものの格差を縮めていくことは、これは経済政策の一環としてあわせて重大な関心を持って、今後お考えになつていただきたいと考えているわけであります。

いろいろお尋ねしたいこともありまして、あとまた同僚議員の質問もありませんので、建設業に関しては以上申し上げまして私の質問を終わります。次に、海岸法についてただ一点だけお尋ねいたしておきたいと思ひます。御承知の通り、この海岸法が制定されましたのは昭和三十一年であつたと記憶いたしております。その海岸法の制定に伴つて、国として責任を持つて護岸その他の工事をやらなければならなくなつてきておるわけでありまして、私は詳しく勉強する時間もなかつたので、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。これは河川局長にお尋ねしたいと思ひます。一体海岸法に基づいて指定されておられます海岸区域——これは運輸省あるいは農林省もあるかと思ひますが、それは所管外の問題になりまして、建設省としてやらなければならぬ海岸法の延長といふものはどのくらいになつており、同時にまた今日までその上において施行された区域は何%くらいになつておるのか、残事業は一体どのくらいか、ということをお聞かせ願ひたい。

○山本(三)政府委員 ただいまお話しのように、海岸法は昭和三十一年に制定されました。その後各省が奮勵いたしまして海岸保全区域の指定をやつておるわけでございます。現在までに海岸線のうちで保全区域として指定された分は六千八百三十二キロに達しております。これは海岸線の総延長が約二万五千六百キロでございますので、約四分の一が海岸保全区域として指定されている。その他の地域は、もちろん残つておる地域の中で指定されなければならぬような地域もございまして、けれども、主として断崖等によりまして海岸の保全の取り締まりなり、あるいは工事をする必要がないような地域は、もちろん保全区域として指定されないのでございまして。現在の事情はそういうことでもございまして、その六千八百三十二キロのうち、建設省の所管といたしまして指定されている区域が三千九百一十一キロでございまして、六割程度が建設省所管の分になつております。これらにつきまして建設省といたしまして工事をやらなければならぬ金額でございまして、これにつきましてもいろいろまだ検討する必要がある分もございまして、大体これらの区域のうち至急にやらなければならぬ分の工事費が約四百億程度ではないか。そのうち現在までに行ないました改良なりの工事は大体約百億程度でございまして、約二割か三割五分程度が現在までに施工されておるといふのが実情でございまして。

○二階堂委員 海岸法に基づいて指定されている区域の中の大体六割程度が建設省所管の工事担当の区域であるといふようなことであります。しかもその中で急ぐものが、金額にして四百億程度の工事費が必要であるといふことでもございまして。そのうちで現在までに事業を終つておるものが大体百億程度だ。こういう御説明であつたと思ふのであります。そういういたしますと、まだ相当な危険な個所が残つておるわけでありまして。私は今回のこの海岸法の改正によつて、伊勢湾台風の際にかんがみて管理面を一元化されて、しかも各省との調整あるいは設計その他工事の施行等についで管理を一元化されて、早急に応急措置ができるようになったことは非常に前進だと思つておられますが、問題は、残された区域におきましても、運輸省の所管、あるいは農林省の所管、あるいは建設省の所管と、いろいろ分かれておるわけでありまして、根本的にこの分かれておる所管をどうするかという問題は、やはりこれは行政機構の改革に待たなければならぬと思つております。幸い昨年の災害にかんがみ

て、この災害のときに緊急を要する場合には主務大臣が一括して施行できるようにした。これは非常に前進であり、また好ましい姿だと思つております。しかしながら、やはりこの残された海岸の地域につきましても、またこの災害を受けて耕地あるいは住民、住家が大へん危険にさらされるといふようなところもあるかと思ひます。おりますが、こういうような何百億にも上る工事をまだ施行しなければならぬ今日の段階において、やはり得べくんばこういうような工事の施行区域が三省間にまたがつておるといふことは、私はきわめて不自然な、不合理なあり方であると思つております。私はこのような不合理な状態を今後一日も早く是正して、少なくとも海岸とか、あるいは災害が再び起こるような個所の工事等につきましても、所管が分かれておらない姿に変えていただくことが緊急を要する問題じゃないかと思つております。私はいづれこの行政機構、特に公共事業関係の事業を担当する所管行政の問題についても、いづれ機会を見て大蔵省や、あるいは各庁長官に來ていただきまして、いろいろ私の私見を申し上げてみたいと思つておられますが、この所管が分かれておることによつて事業の遂行の上における非常に大きなロスがある。これは大へんな問題だと思つておられます。公共投資が莫大な費用を増大している。しかも、これが高い国民の税金によつてまかなわれておる。金は各省によつてふえてきて、これを効果的に、能率的に国民生活、国民経済の上に十分役立つように使っていくためには、各省自身に責任を持って——もちろん今の姿で仕事をやっていかれることも、私はいいとは思ひませんが、やむを得ないとしても、今後はやはり、何としても公共事業関係の仕事をする担当の部局といふものは、一元的な管理のもとにまとまつて、そうして人といふ技術といふ、あるいは機構といふ、すべてが一体となつて、公共投資を国民経済の上に効果的に施行していくような行政機構の確立といふものが最大の急務じゃないかといふことで、私は公共事業のいろいろの問題点を検討すればするほど、結局結論はそういうことになつてくると思ふのです。ですから、大臣もみずから公共事業の大部分の仕事を担当しておる責任大臣であります。将来私は党においてその問題を取り上げて、真剣にこの行政機構の問題を取り上げてみたいと思つております。政府におかれましては、やはり所管をいろいろ統合する場合になりますと、各省が纏はり申しますか、いろいろのことを言つて、自分の仕事がなくなくなるような気持で反対を唱えるところもありますけれども、しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、公共投資事業といふものは莫大な数字をもつてふえて参つておられます。ですから、先ほど申し上げましたように、この事業を国民経済の発展の上に、国民生活の安定の上に効果的に、能率的に、むだのないように行なつていく上においては、どうしてもやはり人と技術と機構といふ問題が一元的に管理されていかなければならぬ時代がきておると思ふ。そういうことが私は非常に緊急な問題になつてきていると思ふのです。こういう一つの海岸法の施行の問題

とも関連して考えてみましたが、やはり三本の姿に残された区域がなつておるといふことを非常に遺憾だと思つておりますので、この点について、大臣も十分一つそういうところからお考えをいただきまして、できる限り一本の姿に持つていくように努力していただきたい、かように私はお願いを申し上げるわけでありまして、質問の形ではございませんでしたが、そういうことを一つつけ加えてお願いを申し上げておきたいと思ひます。

○羽田委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 海岸法の一部を改正する法律案と建設法の一部を改正する法律案について、大臣並びに局長に御質問を申し上げたいと思ひます。

まず、海岸法でありましたが、前に局長に質問をしてまだ確認をしていないので、きょう前回の疑問のところをお答え願つておきたいと思ひます。

海岸法の直轄工事の中に災害復旧工事を繰り入れたということによつて、海岸法自体によれば二分の一の補助率であつて、一方に高率の補助金を規定しておる災害復旧事業費国庫負担法があるが、そういうものとの関係について矛盾がないかどうか、お答えを願つておきます。

○山本(三)政府委員 その点につきましては、この前、御質問がございましたので、本日あらためてお答えを申し上げます。

公共土木施設の災害復旧事業費国庫負担法の第五条におきまして、「第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担割合」

が規定されております。従ひまして、海岸事業につきまして、直轄でやらなない場合ももちろんこの条項が適用されないで、一般の災害としてやられるわけでございますが、今度直轄でやる場合につきまして、他の法律で地方の公共団体が持つていくことを規定してない、この公共土木施設の負担法が適用できないことになりまして、海岸法で自身におきまして、海岸の直轄災害復旧事業費は国と地方公共団体が両方で持つのだというところを書いておかないと、この負担法の条項が適用できないわけでございます。その意味で海岸法の方に両方が持つのだということを書いた次第でございます。その中には二分の一というところが書いてございすけれども、その二分の一につきましては、国庫負担法の方に書いてありますように、「他の法令の規定にかかわらず」ということで除外しておりますので、これは国庫負担法の計算によつた国の負担率がそれできつてくる、こういう趣旨でございます。

○山中(吾)委員 その点は了解をいたしました。次にお聞きしたいのは、災害復旧事業は現行法では知事が行なうのであつて、大臣が直轄事業としては行なえない。今度の改正によつて国土保全に重大なる影響のある災害復旧工事は建設大臣が直接行なうことができる、こういう改正です。その知事が行なつた場合と建設大臣が直接行なう場合は、補助率がいつも問題になるのであつて、その場合に建設大臣が直接行なうのか、今までの経験からいって、この改正をぜひしたいという具体的な説

明を少しお聞きしたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 今おっしゃいましたように、災害復旧である限りは、国でやりまして、県がやりまして、負担率は同じでございます。従ひまして、その点におきましては同じでございますけれども、たとえば伊勢湾に大事件が起きたら、災害復旧を急いでやらなければならぬ、そうしてその事業も非常に大規模なものであるというやうなものが去年起こりました。従ひまして、これは国が乗り出して災害復旧をやらなければならぬというやうな事態が起きてくるわけでございます。ところが、昨年におきましてはまだ災害復旧を国でやるという規定がございまして、それが県が一応やる建前になりましたので、県が一応やる建前になりましたので、それを国に委託したというやうな事になったわけでございます。これが国でできるというところが可能であります。重要な部分につきましては、国が乗り出して復旧事業ができる。県も、もちろん向こうでやる分をおのづからきめまして、やるわけでございますが、そういうやうな場合に国が乗り出してやることのできるようにしておこうというのがある目的でございます。国がやりますれば全国的にたくさん道具を集めることもできますし、また人を動員することもできますし、また全国的視野から業者等の選定もできるわけでございます。非常にお有利ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員 その点も了解をいたしました。次に、直接法律には関係ないのです、大臣にお聞きしたいのです。今度の五カ年計画の根拠法である治山治水緊急措置法の中には海岸関係は除かれておるはずであります。治山関係が農林大臣で、治山関係は建設大臣といふことによつて年次計画を立てる義務があり、それで経済企画庁と協議をして定めるといふことになつておるわけですが、海岸関係が同時に年次計画を立てられないと国土保全の目的を果たすことができないのじゃないか。その点について、やはり海岸の事業というものはそういう年次計画の法的な根拠がないものですか、その辺が片手落ちになる。ことに昨年の伊勢湾の高潮災害というものは、海岸から災害の起る事情があるわけでありまして、伊勢湾台風を直接の動機として治山治水五カ年計画が出たのに、海岸事業をその年次計画からははずしておるということは、まことに私は解せないことなす。御承知のように、河川は源流から上流、中流、河口に至るまで一つの流れでありまして、全体が治山治水五カ年計画をもつて、やはり海岸まで入れるべきじゃないかと思ふのであります。海岸法の一部改正というものは、災害復旧事業だけを大臣の直轄事業にするやうな一部改正が出ておりますけれども、こういう改正だけでは国土保全のための改正というふうな意味が少しもないやうな感じが、非常に楽しみにない。その点の事情、並びに国土保全の一貫作業としての治山治水、海岸事業、その関係について心配がないのかどうか。一つ大臣の方から将来に對する自信、あるいは事業の心配のない点を御説明願ひたい。

○村上国務大臣 海岸につきましては、御承知のように各省それぞれ関連があることでありますので、各省と緊密な連絡をとりつつ、五カ年計画の中には入つておりませんけれども、五カ年計画を待たずして、海岸だけは安心のできるように早くやりたいといふことに主眼を置いております。しかし、いづれにいたしましても、近く各省との、また建設省独自の各調査資料等も出まして、これに対する基本的な計画を立ててやつて参りたいと思ひますので、一応この五カ年計画からは、はづれておりますけれども、治水事業あるいは治山事業といふものと海岸との比重は、決してこれにまさるとも劣らないやうな気持ちで、私ども今十分検討いたしておる次第でございます。

なお、補足的に局長から説明を申し上げたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 海岸事業の重要性につきましては、もちろん私も十分認識をいたしておるわけでございます。ただ、海岸につきましては、昨年の伊勢湾台風等の結果、東京湾と大阪湾につきましても、こういうやうなものが増えてくるかといふやうな問題がございまして、これにつき調査をしなければいかぬ。従ひまして、三十五年度は東京湾、大阪湾につきましての調査費を大幅に計上しております。従ひまして、全体の計画を立てるまでに、もう少し時間をかけた方がよろしいんじゃないか。しかも、各省の事業がございまして、その間の調整もはからなければいかぬという点から、今回の五カ年計画におきましては、その内容等をきめるのをもう少し先にして、調査の結果を待った方がよろしいんじゃないかといふことに相なり

密な連絡をとりつつ、五カ年計画の中には入つておりませんけれども、五カ年計画を待たずして、海岸だけは安心のできるように早くやりたいといふことに主眼を置いております。しかし、いづれにいたしましても、近く各省との、また建設省独自の各調査資料等も出まして、これに対する基本的な計画を立ててやつて参りたいと思ひますので、一応この五カ年計画からは、はづれておりますけれども、治水事業あるいは治山事業といふものと海岸との比重は、決してこれにまさるとも劣らないやうな気持ちで、私ども今十分検討いたしておる次第でございます。

密な連絡をとりつつ、五カ年計画の中には入つておりませんけれども、五カ年計画を待たずして、海岸だけは安心のできるように早くやりたいといふことに主眼を置いております。しかし、いづれにいたしましても、近く各省との、また建設省独自の各調査資料等も出まして、これに対する基本的な計画を立ててやつて参りたいと思ひますので、一応この五カ年計画からは、はづれておりますけれども、治水事業あるいは治山事業といふものと海岸との比重は、決してこれにまさるとも劣らないやうな気持ちで、私ども今十分検討いたしておる次第でございます。

まして、そういう結果に相なったわけ
でございます。

○山中(三)委員 治山治水緊急措置法
はまだ提案になっていないので、なん
でもありませうけれども、海岸関係はあ
の法律の適用外になっておるので、今、
調査ができたならば五カ年計画の中に
組み込めるような御説明でしたが、入
れないのじゃないですか。そこで私、
心配をして御質問申し上げておるので
すが、一番大事な海岸の方が五カ年計
画から、はずされておるものだから、
治水治山だけがどんどん進んで、海岸
の方は必ず抜けるのじゃないか。そう
して、また災害が起こったときに泣き
どころになって、そこから建設大臣に
非難がごうごうとくるのじゃないか。
一番大事なものが、何か五カ年計画の
適用の外に出たという気がいたしてお
るのでありますが、そうじゃないので
すか。

○山本(三)政府委員 その点につきま
しては、そういうお考えを抱かれる点
もごもっともでございますけれども、
治山治水の五カ年計画は三十五年度か
ら発足するというのがきめられたわ
けでございます。従いまして、それを
なるべく早い機会に閣議決定をお願い
したいというのが措置法の内容でござ
います。海岸等につきましてはそういう
ことをやりますと、治山治水五カ年計
画等を早くきめようというときに、あ
れになりますから、海岸の問題につき
ましては各省の調査も進み、各省間の
連絡ができました上に、総体計画等も
きめた上で一つ考えよう。しかし、現
在立ておる事業につきましては非常
に促進しようということで、たとえば
高潮対策につきましても、東京、大阪

等の事業は治水等の事業に比べまして
も大幅にふやしておるわけでございます
。たとえば東京の高潮対策は、私ど
も関係も昨年に比べますと二倍以上
になっておりますし、大阪の方は四倍
以上にもふえておるといふのが実情で
ございまして、決して海岸について
心配があるというのではないわけでご
ざいます。五カ年計画の立案のあれに
合わせるように、措置法を提案申し上
げておる次第でございます。

○山中(三)委員 これはあとでなお御
研究下さい。私はこれを見ると、御説明
が合っていないように思う。これは事
実上今心配ないというのじゃなくて、
この法を改正しなければ海岸事業はこ
こに入れないように、ちょっと見ると
ありますから——これはまた治山治水
緊急措置法の提案になったときにあと
でいろいろ御質問しますけれども——
この法律を改正しなければ入らないの
じゃないかと思うのです。

いま一つ、現行法では、災害復旧の
場合は別に、海岸の改良事業その
他は二分の一補助ですね。それから治
水治山の場合には補助率はもっと多い
のではなかったのですか、二分の一で
すか。

○山本(三)政府委員 補助率の点で
ございまして、お説の通り海岸におきま
しては二分の一でございます。河川
の方は、補助率河川におきましては中小
河川二分の一、直轄の分が国の負担率
が三分の二になっております。

○山中(三)委員 そこで、私、これも
あとの宿題で、御検討願って大臣から
お答え願わなければならぬのですが、
心配ないとおっしゃいましたが、今の
ように直轄河川の場合について、治水

関係には三分の一補助、そして海岸の
方は二分の一補助である。それで一貫
をした国土の保全計画というものを大
臣がこれだけ努力をされて、今ほつ
と安心をされておるわけですが、同じ
やの場合、海岸の方は二分の一補
助、それで治水の方は三分の二の補助
だ。そういうふうなことは、私は地
方の関係からいって、一貫をしたもの
はやれないのだ。少なくとも補助率は
同率にしないと、どこかに破綻を来た
すのだ。また、この国土保全の事業率
はずいぶん欠点が残っておるのじゃ
ないかと思うので、その点を一つ御検
討願って、あと五年、十年の問題なん
ですが、そのときには自分は大臣じゃな
いからというふうな安易な気持ちで——
もちろんそんなお気持はお持ちになら
ぬと思うのですが、これは非常に欠点
があると思うので、その辺を御検討
願っておきたいと思ひます。答弁は
けっこうです。

次に建設法でございますが、改正
の理由を御説明なさった理由によりま
すと、建設工事の——その適正な施工を
期するため、そして施工技術の向上を
はかる、こういう改正の理由なんで
す。その理由から考えてみますと、こ
の改正はまことに徹底的で、その改正
理由の効果が上がらないような内容で
あるもので、私はこの改正に反対するの
ではなくて、もっとその目的に合うよ
うな大胆な改正をすべきではないかと
いうふうに思うので、その点をお聞き
いたしたいと思ひます。

この法案の改正の一つが、いわゆる
登録の条件の第五条の二号に、法律ま
たは命令による免許または技術もしくは
は技能の認定で建設工事に関するもの

の認定を受けた者、これに対して「建
設大臣が指定したものを受けた者」と
いうだけの制限を加えられる。それで
「建設大臣が指定した」という場合の指
定基準とか、そういうふうなものか
らでないか、私たちがこの法案を
その提案理由にいう有効なる改正であ
るかどうかがということが不明で、審議
はできないのであります。それで、建
設大臣が指定するということ基準はどう
いうところにあるか、御説明願いたい。

○鬼丸政府委員 今回提案されてお
ります第五条第一項第二号の改正に伴
います建設大臣の指定の基準を、どう
いうふうに考えておるかというお尋ね
でございます。それは提案の理由にも御
説明がありましたように、建設法が
制定されましたのは昭和二十四年で
ございまして、当時は第二号の現行規定
にありまして、単に、建設工事に
関し法令による免許とか、あるいは技
術、技能の検定があればすべて要件と
して認められる。こういうことで差
つかえなかったのでございますが、建
設法施行後、登録の要件として認め
るのには適当でない、他の法令による
免許等が出て参りました。たとえて申
しますと、労働省所管の労働安全衛
生規則に基づきます溶接だけをやる溶
接士、あるいはハッパを専門にやる溶
接技士、こういうものが最近それぞれ
制度が確立されて資格が認められてお
る。こういうものにつきましては、建設
法の登録要件として認めるのは適当
でないんじゃないかというところが今回
の改正の動機になったわけございま
す。従いまして、今回大臣が指定する
という指定の基準をいたしましては、
ただいま申し上げましたような、非常

に単純な作業について免許されている
というふうなものは、これは、はずし
て参りたい。非常に抽象的な基準で
ございまして、そういうものは、はずし
て参ります。さらにもう一つ現行第
五条第一項の第一号あるいは第三号と
のバランスを考えまして、建設工事に
ついて、たとえば十年以上の実務経験
のある、こういうような第一号なり第
三号の要件との均衡も考えて認めて参
りたい。具体的に申し上げますと、建築士
法による建築士の資格を持している
者、あるいは技術士法によりまして技術
士の判定を受けている者、こういう者
は指定をして参りたい、かように考
えております。

○山中(三)委員 官房長の御説明は、
結論としては、結局建設大臣の自由裁
量なんです。気の毒だと思えば指定し
てやれるのだという説明になると思
うのです。だから、指定する場合の方
針をどういうふうなつもりでいるとい
うだけなので、これはさる法になると
いうことを心配するわけです。それ
で、今御説明のように、第一号は工業
学校とか専門教育を受けた人だ、第三
号は十年経験があるのですから、それ
は正規の学校を出なくても十分に登録
に値する人だ。中の第二号というのは
は、何もない。免許すればそれまで
だ。ほとんど第二号というものは、お
そらくこの法律を作るときに、業者その
他、あるいは既得権を侵してはならぬ
とかいろいろ論議が出て、結局条件
にならない条件として第二号が入った
のではないかと私は邪推している。そ
れに対して、ただ、大臣が自由裁量で
指定するというだけでは同じことでは
ないのですか。

五

○鬼丸政府委員 今回の改正によりまして、大臣が単に指定するというところだけで、はしり抜けになるのではないかと御懸念でございますが、大臣の指定の基準といたしましては、先ほど申し上げましたような方針を行政措置として……

○山中(吾)委員 御説明はわかっておりますが、施行令か何かで規定するのですか。そういう方針ならば、やはり自由裁量ですか。

○鬼丸政府委員 これは政令、省令ではありませんが、一つの方針によりまして指定という行為をいたします。行政上の措置ということになります。法律に指定とありますから、指定して告示をいたすということになりますのであります。

そこで、建設法の登録の要件は、御案内のように、ほかにも、たとえは営業所ごとに主任技術者を置かなければならないという規定もございます。そして、それとの関連もございます。その各号の資格者は主任技術者になるというような要件もございますので、本来登録要件として認めるということはいかがか、こういうことで改正しよう、こういうことであります。

○山中(吾)委員 お答えは同じようなお答えなので、よくわかりましたけれども、おそらく実効が上がらないと思うので、私は今後の改正においてさらに検討を願わなければいかぬと思うので、大臣、御意見があったらあとで言つて下さい。次にまとめてお聞きしたいと思ひます。

それから、技術検定についてですが、技術検定を受けても、これは資格試験

でなくて、称号を与えるというだけなんです。別に何もきき目が無い。名譽検定なんです。その次を見ますと、手数料を取ると書いてある。手数料を取るために検定試験をやるのじゃないかという感じがします。そういう問題の点も、いろいろむずかしい問題があるもので、十分検討をされた改正だろうと思ひますけれども、やはりもう一歩進んでやるべきではないか。ことに今度は治山治水五カ年計画も出てきましたので、相当膨大な予算になり、そしてこれが税金でありますから、むだ使いをさせないようにならねばならない。監督をもっと強化すると同時に、保護政策をとるべきだ。今のようなままでは私はいけなと思うので、そういう意味において建設法をもっと抜本的に改正する必要があるのではないか。

先ほどの大臣の指定についての御方針について御意見があれば、それと、今後の建設法の根本的な再検討ということについての御意見が、ありになればお答え願ひたいと思ひます。

○村上国務大臣 山中委員の御指摘になりました点は、要するに登録要件の改正をせよということであり、私もこれは十分考へて、今中央建設審議会にかけて、目下審議いたしております。ただいまの御意見のように私も考へていますが、しかし、あまりこれをきびしくしてしまふと、今度は非常に小さな業者を圧迫してしまふおそれもあります。それらをみな除外するようになったのでは、これは一つの非常な社会問題にもなるんじゃないかというこも考へております。しかし、さらばといつて、公共事業に携わる者が、無能力者をただ看板だけで、

これを業者として採用することについては非常にまた危険もありますので、まあ今回の称号を与えることも、それぐらいの一つの基準をきめていったならば、やはり一つの誇りを持つて、その事業に十分誠意を持つて実を上げてくれるであらうというところ、ねらいがありますので、この登録要件の改正につきましては、別途一つ中央建設審議会でも検討して、その結論を得てまたお諮りしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 なお、この建設法に対する国の監督のあり方について、予算が多くなるので疑問をたくさん持つておるわけでありますが、その一つに、私は、法案というものを非常にふまじめに上げてしまふと、あとで非常に弊害が出るという感じがいたすのであります。この間、新聞に「建設ブームが河川を痛める」という投書がありました。それを見ますと、最近「建設工事に欠くことのできない砂利が大小の河川から無計画に、しかも大量に採取されている」と、河川が非常に破壊されているという事実である。「こういふことを言つておられます。一方において、国道の新設工事でどんどん必要だから砂利を運ぶ。一方において、治山治水の関係で砂利をやたらに取る。こういうことでは困る」ということで、相当問題になっているのじゃないか。それが今度は両方とも五カ年計画でいくのですから、今後いろいろと矛盾が出るのじゃないかと思ひます。

そこで、昨年、私の印象に残つてゐるのは、砂利採取業を権利として特許する——局長は特許という言葉を使つたはずですが、権利として与えるとい

う法改正がございましたね。あれは砂防法でしたか、河川法でしたか。あの一部改正の場合に、私は疑問を持つて御質問したはずですが、今まで砂利採取権という権利ではなかった。ただ許可してそれを取らう。そして、いつでも取り消すことができた。それが昨年の一部改正において権利として付与して、そのかわり手数料を正当に取るという格好にしたので、その権利として付与した限りについては、向こうは権利です。ところが、どういふふうに取り消すから、どういふふうに取り消すかという感じを持つて、私は質問をした覚えがあるのです。それで、まあ、とにかく疑問を持ちながら賛成をいたしました。そして、今度一年たつてみると、その改正の結果は、権利として採取権を獲得した業者がどうでも取れるというふうな乱用の姿が出てきています。こういう弊害も少し加わつていないかということを疑問に思ひます。そこで、一部改正を部分的に三つ四つやつていくうちに、今度は二年はどすその欠点が増えて、十倍ぐらゐになるというのを心配いたしました。私は、きょうも法案についてまじめにお聞きしておるのです。その意味において、昨年の法改正の關係とこの砂利の乱取ですか、それと道路計画の混乱との關係を、もし御承知でしたら御説明願ひたい。

○山本(三)政府委員 この前、河川法の一部改正をお願いいたしました。砂利の採取というものは法律上許可を受けなければならぬというところに御決定いただいたわけでございます。それに従ひまして、罰則も強化いたしましたわけ

それから、そういうふうな許可になると、権利として採取業者が勝手に取つていくというふうなお話でございますが、もちろん、許可に当たりましたは、この部分からこれだけの量を取つてよろしいという内容になっております。それからまた、期限等もつけておるわけでございますから、その範囲におきましては採取をする権限と申しますか、そういうことが出来るわけでございます。それ以外のものを取つたり、あるいは期限を越して取つたりするものにつきましては、罰則が強化されておりますので、取り締まりが非常にやりやすくなったということでございます。たとえば、たとえば神奈川県あるいは兵庫県等におきまして、その法改正に従ひまして、法改正の結果、取り締まりが非常にできるようになったというのが実情でございます。

○山中(吾)委員 その通りなわけですが、許可という言葉を使つておるが、これは前と違つて特許として、権利として設定する改正であつたはずですね。だから、最初に地域の設定とか、採取の仕方について、こちらが間違つた判断でその権利を付与した場合に、今の局長の御説明の中では予想されてないような弊害がうんと出るのじゃないかと私は思ひます。この一部改正のために何か弊害が出てゐるような感じがするので、なお実情を調査していただいて、また御報告を願ひたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 あの改正は、むしろ取り締まりを厳重にできるように改正でございます。決してあの権利を——前の法文では府県知事が条例を作つてやることのできるような規

定になっておったわけでありました。今度は、はっきり許可を受けなければならぬということを法律にきめまして、そういたしました。罰則が強化できまして、取り締まりを厳重にしようという趣旨で改正をいたしましたわけでございますので、今おっしゃるような疑問はないと私は思います。

○山中(書)委員 大体了承いたしました。ただ、将来にいろいろ問題を残しておる改正でありますので、なお今改正した方向に一步進めるような、同じ方向の改正をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○羽田委員長 三鍋義三君。簡単に願います。

○三鍋委員 建設行政の総合性といいますが、計画性に対しては、当委員会においてもしばしば問題になりまして、歴代の大任、当局にいろいろと御質問申し上げ、また、基本構想というものをただして参つておるのでありますが、どうも私たちの考えているような方向へいっていないのでございまして。もう少し計画性を持って、効率的にやってみてほしい。

今の海岸法の一部改正にいたしましても、建設業法の改正にいたしましても、どうも行き当たりばったりで、直面して、その部分を何とか少しくしていくといったような、非常な消極的なことになっておると思う。例は悪いかもしれませんが、これはちょうど大部分は古くしたくつ下のようなものでありまして、一部分をつくらうとしても、またその隣が破れてくる。このごろは、くつ下でさえなかなか丈夫であります。ほとんど破れないのであります。そのような根本的な観点に立つ

て、もう少ししっかりやってみていただければならぬと思うのです。たとえば海岸保全の問題にいたしまして、国から地方にさして整備計画を立てるといふことを、先ほど局長さんもおっしゃっておりましたが、そんなことは実におかしい話で、これはずつと前からわかって切ったことなんです。こういうことを長い間政権を担当しておられたので、もう少し真剣に考えていただきたいと思います。

そこで、この海岸法が成立をいたしましたときに、補助率の問題につきまして自民党の委員の方々も、やはりそういう強い意思表示をしておられたのです。これは少なくとも直轄で全額国庫負担にすべきではないか。二分の一というのはいくらにもおぼろげなもので、少なくとも三分の二くらいに、河川関係の補助率と同じように出すべきではないか、こういう意見があったのです。しかし、この法案を出すのになかなか苦労をしたのだから、まずこれでやって、もう少し経過を見てから、三分の二なり、もっと補助率を引き上げようじゃないか。こういうようなお話しもありましたから、私も予算関係もありまして、一応了解しておいたわけでありましたが、どうですか、これはこのままやはり二分の一でいくとお考えになるのか、もう少し来年度あたりこの補助率を引き上げようという熱意をお持ちになっておられるのか。この点をまず大臣に伺っておきたいと思ひます。

○村上国務大臣 公共事業のまちはまちな行き方ではないというところであります。これは先ほど二階堂委員から強く御要望のあったところであります。私も、終戦以来、日本の公共

事業が各省にいろいろ分かれておるといふことを非常に批判をいたしました。ともかくこれは国土省といふものを作つて、すべての公共事業といふのはこの国土省でやればよいといふことを立案して、いろいろと交渉いたしました。したが、なかなかこれは言うはやすく実現というところは困難であります。けさの経済閣僚懇談会におきまして、油田通産大臣、あるいは福田農林大臣と、とにかくこういう点について非常に不合理な点を一元化しようじゃないか。われわれほんとうに欲のない者たちばかりなんだから、この際一つ何とかここで考えようじゃないかといふようなところまで話が出ておりました。私も、今の三鍋さんのお説に、先ほどの二階堂さんの御意見には十分共鳴しております。従つて、その点については十分今後心配して参りたい。この努力を続けていきたいと思つております。分かれておつていい場合もあるし、また分かれておつたのでは絶対にいけないという場合もあります。しかし、これは一元化した方がいいといふことを、私も、私どもとして今の常識では考えておりますので、そのように努力いたしたいと思ひます。

それから、海岸の補助率の二分の一を上上げる気持があるかという点。これは私も建設行政をなさる者としては、少しでもこの補助率は上げていきたいという希望を持っております。従つて、その方向に向かつて大いに努力をいたしますが、何さまそこにはちゃんと控えておられます。これは国全般からいろいろ考えてくれば、必ずしも何省がこれに反対するとかいふような、そういういふ張り根性なものでなく

て、やはり国全体を考えて——従来、私どもの幼少のころは、私も波打ちぎわに生まれたんですが、海岸に対して、補助どころではない。幾ら流れようが、どうもしなかったものであります。が、国が二分の一まで持つてきているので、これを基礎として、これから三分の二とか、あるいはそれ以上になるようにといふことを私も努力して、十分地元の人達の要請にこたえていきたい。この努力を続けることをお約束して、御了承を得たいと思ひます。

○三鍋委員 その海岸の保全事業というものが、いかに膨大な費用と高度な技術を要するかといふことは、皆さんよく御了解の点だと思つております。私は海岸に疎閑して住んで、今そのままだらでいるのであります。今そのままだらでいるのは、事業費がなかなか思うようにつかないために、ほんの弥縫策しかできない。一貫してずっとやればいいのだけれども、部分的にやる。それができ上がったか、でき上がらないか、やれやれと思つた瞬間に、また大きな波浪でこれが破壊されていくといふことを繰り返しておるわけです。これでは、幾ら優秀な県でありましても追いつかない。非常に財政に苦しんでおるわけなんです。また、血税の浪費でもある。こういう観点からいたしまして、お金さえあれば何とかするといふことなんでありまして、そのお金があるかどうかわからない、このお金の思うようにならない、このお金の住んでおつて、でか上がつて、みんなやれやれと思つておるその次の瞬間に、これがまた根こそぎ破壊されてしまふ。こういうことを現実にもあたりに見ておるので、何とかこれを直轄で、国の予

算を全額注ぎ込んで、そうして安心して生活ができるようにならないか。こういうことを常に考えておるわけでありまして。こういう点は、大臣もよく了解しておられる点だと思ふ。ただ、惜しむらくは財源が思うようにならない。なぜ財源が思うようにならないか。こういう点を根本的に考えなければならぬ。いろいろな浪費的な保全事業といふものからなるべく早く脱却していくような建設行政を根本的に考えていただきたい。以上、要望いたしましたので、私の質問を終わります。

○羽田委員長 ほかに質疑の通告がございませぬので、両案に対する質疑はこれにて終局するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○羽田委員長 御異議ないものと認め、さよう決します。

○羽田委員長 これより両案の討論に入るのであります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○羽田委員長 御異議ないものと認め、さよう決します。

まず、建設業法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。
「賛成者起立」
○羽田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、海岸法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、ただいまの両案議決に伴う報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議ないものと認め、さよう決します。

○羽田委員長 去る二月二十九日付託になりました公営住宅法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。
村上建設大臣。

公営住宅法の一部を改正する法律案

公営住宅法の一部を改正する法律

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「一市町村の下に」を「区域内で二百戸以上若しくはその」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた災害

に關しては、なお従前の例による。

理由

地震、暴風雨等の異常な天然現象に因り滅失した住宅戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合においても、公営住宅法第八条の規定による国の補助をすることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○村上建設大臣 ただいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

公営住宅法第八条の規定によれば、国は、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため事業主体が第二種公営住宅の建設をするときは、災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数の範囲内、その建設に要する費用の三分の二を補助しなければならぬことになっておりますが、この場合の国の補助は、災害により滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上または一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるときに限られております。

しかしながら、この基準によるときは、滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上に達する場合は別として、たとえば集中豪雨が発生し、その被害が一市町村の区域内の住宅戸数の一割には満たないけれども、その滅失戸数が相当の戸数に達する場合は予想されるのであります。一方、災害のうちでも、火災の場合には、滅失した住宅の戸数が被災地全域で二百戸以上あるときは、国の補助の対象として考慮し、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合を新たに災害の基準に加え、この基準に該当するときは国の補助の対象とすることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○羽田委員長 次に、去る二月二十九日付託になりました住宅地区改良法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。
村上建設大臣。

住宅地区改良法案

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 住宅地区改良事業
- 第一節 事業計画（第五条—第八条）
- 第二節 改良地区の整備、改良住宅の建設等（第九条—第十九条）
- 第三節 測量及び調査（第二十条—第二十四条）
- 第四節 費用の負担及び補助（第二十五条—第二十九条）
- 第五節 補則（第三十条—第三十二条）

第三章 雑則（第三十三条—第三十六条）
第四章 罰則（第三十七条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に關し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「住宅地区改良事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる改良地区の整備及び改良住宅の建設に關する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2 この法律において「施行者」とは、住宅地区改良事業を施行する者をいう。

3 この法律において「改良地区」とは、第四条の規定により指定された土地の区域をいう。

4 この法律において「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいう。

5 不良住宅の判定の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この法律において「改良住宅」とは、第十七条の規定により施行者が建設する住宅及びその附帯施設をいう。

7 この法律において「地区施設」とは、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業場その他改良地区内に建設される住宅の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で政令で定めるものをいう。

8 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

（施行者）
第三条 住宅地区改良事業は、市町村が施行する。

2 都道府県は、市町村が住宅地区改良事業を施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合においては、住宅地区改良事業を施行することができる。

3 特別区の存する区域においては、住宅地区改良事業は、都が施行する。

（改良地区）
第四条 建設大臣は、不良住宅が密集して、保安、衛生等に關し危険又は有害な状況にある一団地で政令で定める基準に該当するものを改良地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

3 第一項の規定による指定は、都

市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定により決定された都市計画区域内の土地については、都市計画審議会の議を経てしなければならない。

4 第一項の規定による指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

5 第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、建設省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

第二章 住宅地区改良事業

第一節 事業計画

（事業計画の認可）

第五条 施行者は、事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、市町村がその申請をしようとするときは、都道府県知事を経由しなければならない。

2 前項の規定は、施行者が事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

（事業計画）

第六条 事業計画においては、改良地区内の土地の利用に関する基本計画及び住宅地区改良事業の実施計画を定めなければならない。

2 改良地区内の土地の利用に関する基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 住宅並びに公共施設、地区施設及びその他の施設の用に供す

べき土地の規模及び配置
二 公共施設、地区施設及びその他の施設の種類の

三 その他建設省令で定める事項
住宅地区改良事業の実施計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 住宅地区改良事業を施行する土地の区域
二 改良住宅の建設戸数

三 工事の設計
四 資金計画

五 その他建設省令で定める事項
事業計画は、環境の整備改善を図り、災害を防止し、衛生を向上し、その他改良地区を健全な住宅地区に形成するように定めなければならない。

5 事業計画は、公共施設その他の施設に関する都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

6 公共施設その他の施設に関する都市計画が決定されているため改良地区内に住宅を建設することができないことその他特別の事情により第四項の規定を適用し難い場合においては、改良地区内の土地の利用に関する基本計画は、定め

7 改良地区内の土地の利用に関する基本計画において住宅の用に供すべきものと定められた土地に建設される住宅は、改良住宅、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定による公営住宅、日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の規定による住宅又は

一団地の住宅経営に関する都市計画事業により建設される住宅とする。

8 この法律に規定するもののほか、事業計画の設定の技術的基準その他事業計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（事業計画に関する協議）

第七条 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関する次の各号に掲げる者に協議しなければならない。

一 公共施設の管理者又は管理者となるべき者
二 地区施設の設置について許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関

三 改良地区内において住宅経営をしようとする地方公共団体、日本住宅公団及び一団地の住宅経営に関する都市計画事業を行なう者

（事業計画又はその変更の認可の告示）
第八条 建設大臣は、事業計画又はその変更の認可をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を官報に告示しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、施行者は、建設省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

第二節 改良地区の整備、改良住宅の建設等（建築行為等の制限）

第九条 前条第一項の告示があつた

日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは増築を行なうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合においては、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、住宅地区改良事業の施行のため必要があるとき、許可に期限その他必要な条件を附することができ、この場合においては、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ、これを提示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転

若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合においては、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、これらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事は、その命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（不良住宅の除却）

第十条 施行者は、改良地区内の不

良住宅を除却しなければならぬ。

(不良住宅の収用等)

第十一条 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合には、当該不良住宅又はこれに關する所有権以外の權利を収用することができる。

2 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合には、改良地区内の不良住宅の占有者で当該不良住宅に關し施行者に対抗することができない權利を有しないものに対して、相當の期限を定めて、これを明け渡すべきことを命ずることができる。

(土地の整備)

第十二条 施行者は、改良地区内の土地の利用に關する基本計画に従つて、改良地区内の土地について區画形質の変更、整地その他健全な住宅地区を形成するため必要な整備を行なわなければならない。

(土地の整備のための土地の収用等)

第十三条 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合には、改良地区内の土地又はその土地にある土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五條第一項各号に掲げる權利を収用することができる。

2 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合には、改良地区内の不良住宅以外の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に關し施行者に対抗することが

できる權利を有しないものに対して、相當の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に關し所有者に対抗することができない權利を有しないものに対して、相當の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

(一時収容施設の設置)

第十四条 施行者は、第十八條の規定により改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要がある場合には、これに必要な施設を設置しなければならない。

(一時収容施設等の設置のための土地等の使用)

第十五条 施行者は、前条の施設その他改良地区内における住宅地区改良事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の權利を使用することができる。

(土地収用法の適用)

第十六条 第十一條第一項若しくは第十三條第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

(改良住宅の建設)

第十七条 施行者は、改良地区の指定の日において、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められるものの世帯の數に相當する戸數の住宅を建設しなければならない。

2 施行者は、前項の規定により建設しなければならない住宅の戸數が、次条の規定により改良住宅に入居させるべき者の世帯の數に比較して過不足を生ずることが明らかとなつた場合においては、これを増減することができる。

3 第一項の規定により建設する住宅は、第六條第六項に規定する場合その他特別の事情がある場合を除き、改良地区内に建設しなければならない。

4 第一項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物とならなければならない。

(改良住宅に入居させるべき者)

第十八条 施行者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良住宅に入居させなければならない。

一 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの

イ 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

ロ イただし書に該當する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、政令で定めるところにより、施行者が承認した者に限る。

ハ 改良地区の指定の日後にイ又はロに該當する者と同一の

世帯に属するに至つた者

二 前号イ、ロ又はハに該當する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失つたもの

三 前二号に掲げる者と同一の世帯に属する者

(整備完了後の土地の引渡し)

第十九条 施行者は、第十二條の規定による改良地区内の土地の整備を完了したときは、遅滞なく、事業計画で定めるところに従つて、第七條第一号若しくは第三号に掲げる者又は地区施設その他の施設を設置すべき者にその土地を引き渡さなければならない。

第三節 測量及び調査

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第二十条 都道府県知事又は市町村長は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができ

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、立ち入らうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入らうとする場合においては、その立ち入らうとする者は、立ち入りの

際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第二十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があるつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行な

おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許

第四節 費用の負担及び補助

規定する改良住宅の建設に要する費用が建設大臣の定める標準除却費又は標準建設費をこえる場合においては、それぞれ標準除却費又は標準建設費をその費用とみなす。

(書類の送付にかわる公告)

第三章 雜則

り、若しくは改良住宅の管理及び処分を適正に行なわせるため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができ。

(異議の申立て及び訴訟)

第三十五条 第九條第四項、第十一條第二項又は第十三條第二項の規定による命令について不服のある者は、その命令があつた日から三十日以内にその命令をした都道府県知事又はその命令をした施行者である都道府県若しくは市町村の長に異議の申立てをすることができ。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者である都道府県若しくは市町村の長は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができ。

4 訴願法(明治二十三年法律第五号)第十二條の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(協議)

第三十六条 建設大臣は、次の各号に掲げる事項に関する処分をしようとするときは、あらかじめ、厚生大臣と協議しなければならぬ。

- 一 第四條の規定による改良地区の指定
- 二 第五條の規定による事業計画の認可又はその変更の認可
- 三 第二十九條第一項において準

用する公営住宅法第十三條第一項の規定による承認

四 第二十九條第一項において準用する公営住宅法第二十條の規定による家賃、同法第十七條各号の条件以外の入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法の変更命令

五 第二十九條第一項において準用する公営住宅法第二十四條第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

六 第二十九條第一項において準用する公営住宅法第二十四條の二第一項の規定による譲渡の承認

第四章 罰則

第三十七條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第九條第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

二 第二十条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨けた者

三 第二十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行つた者

第三十八條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項の規定による

命令に違反して、不良住宅を明け渡さなかつた者

二 第十三條第二項の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

三 第二十四條第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

第三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不良住宅地区改良法の廃止)

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

(登録税法の一部改正)

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の部を次のように改正する。

第十九條第二十一号ノ二の次に次の一号を加える。

二十一ノ三 都道府県又ハ市町村ガ住宅地区改良法ニ依ル住宅地区改良事業ノ施行ノ為ニスル土地又ハ建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十一号中「不良住宅地区改良法」を「住宅地区改良法(昭和三十五年法律第 号)」の施行に改める。

5 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第二項中「公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する第二種公営住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものに限る。以下同じ。)」を「公営住宅等(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する第二種公営住宅又は住宅地区改良法(昭和三十五年法律第 号)第二条第六項に規定する改良住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものをいう。以下同じ。)」に、

「当該公営住宅等」を「当該公営住宅等」に改め、「公営住宅法第七條第三項」の下に「又は住宅地区改良法第二十七條第三項」を加える。

第六條の二第二項中「公営住宅」を「公営住宅等」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

6 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中、「不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)」を削り、「道路法(昭和二十七年法律第八十号)」の下に「住宅地区改良法(昭和三十五年法律第 号)」を加える。

理由

最近における不良住宅地区の改良事業の実績等にかんがみ、当該事業に關し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他環境の整備改善のため必要な事項に關する規定を整備して、当該事業の円滑な実施を確保するとともに、住宅の集団的建設に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○村上國務大臣 ただいま議題となりました住宅地区改良法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、不良住宅地区改良法が、昭和二年に制定され、以来、昭和十七年までこの法律に基づいて改良事業が施行されてきたのであります。昭和二十七年以降は、公営住宅法に基づき第二種公営住宅を建設することにより不良住宅の建てかえをはかつて参つたのであります。

現在、密集して存在する不良住宅の戸数は、全国で二十万戸をこえるものと推定されますが、不良住宅が密集する地区は、保安上、衛生上その他危険かつ有害な状況にあるのであります。政府といたしましては、かかる状況にかんがみ、昭和三十五年度から不良住宅地区改良事業を本格的に実施することとし、所要の経費を明年度予算に計上するとともに、現行法を廃止して、新たに、住宅地区改良法を制定することとした次第であります。すなわち、現行法は、事業施行方法等につきまして法的に整備されてい

い点が少なくなく、最近の実情に適合してない状況にありますので、この際、新たな構想のもとに住宅地区の改良事業を実施し、地区の環境の整備改善をはかるとともに、住宅の集約的建設を促進することとしたのであります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次にその内容の要旨について御説明申し上げます。

第一に、住宅地区改良事業は、不良住宅が密集し、保安、衛生等に関して危険または有害な状況にある相当規模の一団地で建設大臣が指定するものにつき、原則として市町村がこれを施行することとした点であります。

第二に、施行者は、事業計画を定めて建設大臣の認可を受けなければならないものと、事業計画においては、住宅地区改良事業の実施計画のほか、改良地区を健全な住宅地区に形成するため、改良地区内の土地利用に関する基本計画を定め、この基本計画に住宅、公共施設、地区施設等の用に供する土地の配置、規模等を定めることとし、事業計画の策定にあたっては、関係のある公共施設の管理者や住宅経営を行なう地方公共団体等とあらかじめ協議することとした点であります。

第三に、施行者は、改良地区内に不良住宅をすべて除却した後、健康で文化的な生活を営むに足る、耐火性能を有する構造の改良住宅を建設することとし、改良地区の居住者で改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良住宅に入居させなければならないこととした点であります。

第四に、国は、改良住宅の建設について、その費用の三分の二以内を、不良住宅の除却に要する費用については、その二分の一以内を補助することとし、改良住宅の入居者が低廉な家賃で居住することができるとした点であります。

以上のほか、住宅地区改良事業の施行のため必要がある場合の土地等の収用または使用、建築行為等の制限、一時収容施設の設置等について所要の規定を設け、住宅地区改良事業の円滑な施行を確保することとしたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○羽田委員長 続いて、昨日付託になりました治山治水緊急措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。村上建設大臣。

治山治水緊急措置法案

(目的)

第一条 この法律は、治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「治山事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担

し、又は補助するものをいう。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法

第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に関する事業

この法律で「治水事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

一 河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川(同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川を含む。)に関する事業(第四号に該当するものを除く。)

二 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法第五十一条第一項第一号又は第三号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法(昭和三十

二年法律第三十五号)第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事に關する事業

次の各号に掲げる事業は、前二項の規定にかかわらず、治山事業又は治水事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律(昭和二十五年法律第六十九号)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう新設又は改良に關する事業

三 昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に關する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)による伊勢湾等高潮対策事業

四 臨時石炭飢害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する復旧工事に關する事業

五 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に關する事業で政令で定めるもの

(治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画)

第三条 農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和三十五年

度以降の五箇年間に於いて実施すべき治山事業に關する計画(以下「治山事業後期五箇年計画」という。)

を、建設大臣は、河川審議会の意見をきいて、昭和三十五年以降の五箇年間に於いて実施すべき治水事業に關する計画(以下「治水事業後期五箇年計画」という。)

を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 治山事業前期五箇年計画及び治山事業後期五箇年計画(以下「治山事業十箇年計画」と総称する。)

又は治水事業前期五箇年計画及び治水事業後期五箇年計画(以下「治水事業十箇年計画」と総称する。)

には、治山事業又は治水事業につき、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 前期及び後期の各五箇年間に於いて行なうべき事業の目標

二 前期及び後期の各五箇年間に於いて行なうべき事業の量

三 農林大臣及び建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。

4 農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらか

はじめ経済企画庁長官に協議しなければならぬ。

5 農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を都道府県知事に通知しなければならぬ。

6 前五項の規定は、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画の実施)

第四条 政府は、治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理 由

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施するため、治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画の決定に関する事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○村上国務大臣 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

治山治水事業は、国土の保全及び開発を行ない、経済基盤を強化し、もつて国民生活の安定と向上をはかる見地からきわめて重要な施策であることは

申すまでもないところであります。政府はつとにその促進をはかつて参つたのであります。しかしながら、近年における台風、豪雨等による激甚なる被害並びに産業経済の発展に伴う諸用水の需要の急増等の事態にかんがみまして、政府といたしましては、治山治水事業につきまして昭和三十五年度を初年度として、新たな構想のもとに長期計画を策定し、これを強力かつ計画的に推進することといたしました。すなわち、昭和三十五年度以降の治山事業及び治水事業に関する十カ年計画を、昭和三十五年度以降の五カ年間の前期五カ年計画及び昭和四十年年度以降の五カ年間の後期五カ年計画として策定し、これを計画的に実施することとしたのでございます。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

まず、この法律の目的は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施することにより、国土の保全と開発をはかり、もつて国民生活の安定と向上に資することとあります。これは、先ほど申し上げた通りでございます。

第二に、治山事業及び治水事業の各十カ年計画の内容となるべき治山事業及び治水事業の範囲について定めました。すなわち、この法律でいう治山事業または治水事業とは、国が行なうもの及び国の負担または補助により都道府県または都道府県知事が行なうものであります。計画的に実施することが不適当と考えられる災害復旧事業、災害関連事業等は除くものとしたしております。

第三は、治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画の策定の手続を定めたこととあります。農林大臣及び建設大臣は、それぞれ昭和三十五年度以降の十カ年間において実施すべき治山事業または治水事業に関し、昭和三十五年度以降の前期五カ年計画及び昭和四十年年度以降の後期五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬものとしたのであります。なお、農林大臣及び建設大臣は、計画の案の作成にあたりましては、治山治水事業の総合性を確保するために、あらかじめ相互に調整をはかるとともに、長期経済計画との関係において経済企画庁長官と協議することとしたのであります。

第四に、治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画の実施を確保するためには、財政上はもろろん行政上の見地からも諸般の措置を講ずる必要があります。政府はこれらの計画を実施するため必要な措置を講ずるものとするものといたしましたのでござい

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○羽田委員長 この際お諮りいたします。住宅に関する小委員会において、月賦住宅の現状並びに今後の対策樹立等のため、住宅問題につき今後調査を進めるため参考人より意見を聴取したい旨小委員長より申し出がございました。つきましては、同小委員会にお

て参考人より意見を聴取するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○羽田委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

なお、参考人の人選及び手続等につきましては委員長及び小委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○羽田委員長 御異議ないものと認め、さよう決します。

次回は明後四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

〔参照〕
海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）に関する報告書
建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出第四八号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

建設委員会議録第四号中正誤

ページ 行 誤 正
三二 末よりうけた者 受けた者

建設委員会議録第五号中正誤

ページ 行 誤 正
四四 元 おります昭 昭と

八二 末より成功す 成功する

建設委員会議録第六号中正誤

ページ 行 誤 正
二一 末よりハッパ技師 発破技士

三三 ハッパ技師 発破技士

六一 三 山村(三)政 山本(三)政
府委員 府委員